

2024年3月1日

評 価 者 各 位

一般社団法人マンション管理業協会  
マンション管理適正評価制度事務局

管理計画認定の地方公共団体への申請時に係るエビデンスの扱いについて（事務連絡）

向春の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の件、会員社および一部の地方公共団体の担当部局より度々、照会を受けることがあるので、本件に関する現時点での扱いについて以下のとおりご案内させていただきます。

敬具

1. 地方公共団体の定める独自基準に係る評価制度上の扱いについて

(1) 評価者・申請者にて独自基準への適合状況の評価してください。

※独自基準の適否について、地方公共団体によっては事前相談を条件としている場合がありますので、その場合は地方公共団体の手順に従ってください。

(2) 事前確認者は独自基準を審査する法的な義務はありませんが、評価制度のシステムでは、これを確認することもできる環境が整備されています。

(3) 上記(2)の扱いは、評価登録業務遂行の中で当事者間（評価者・申請者と事前確認者間）において、審査対象とするか否かの扱いを予め調整してください。

2. 独自基準のエビデンス共有について

(1) 評価制度のシステム上、独自基準のエビデンス添付が可能となっています。

これは、上記1(1)～(3)に対応できるようシステム設計した為です。

(2) よって、評価者と事前確認者間では評価結果及びそのエビデンスをシステム内で共有することができますが、管理計画認定申請に係るマンション管理センターへの連携は実施していません。

ただし、独自基準の有無、独自基準がある場合は、審査が完了しているか否かは共有されていません。（審査完了となっていないデータはエラーとして扱われます。）

(3) 評価制度を介して、マンション管理センター～地方公共団体へ独自基準に係るエビデンスの共有はできません。また、協会から地方公共団体へ独自基準に係るエビデンスが共有されることもありません。

(4) 独自基準がある地方公共団体の管理計画認定の申請にあたっては、地方公共団体の独自基準に係るエビデンスは、申請者側より、別途、申請時に地方公共団体に対してご提出いただきますようお願いいたします。

以上

<本件に関する問合せ先>

一般社団法人マンション管理業協会 調査部 03-3500-2721（平日9時～17時）